
四半期財務情報の開示の充実に伴う「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)等の一部改正について

日証協 平16.3.26

本協会では、3月26日の理事会において、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)等の一部を改正した。

本協会では、昨今において我が国企業業績が短期間に大きく変動する事例が多く見られることを踏まえ、店頭登録会社の経営成績・財政状態に係る有用な情報がより高い頻度で定期的の開示されることが適当との観点から、平成16年3月期決算に係る第1四半期より「四半期業績の概況」の開示を行うことを求めるなど、店頭登録会社による四半期財務情報の開示の促進に向けた取組みを積極的に進めてきている。この「四半期業績の概況」の開示は、四半期財務情報の開示の端緒として店頭登録会社に売上高等の開示を求めているものであるが、投資者により有用な情報を提供するとともに、国際比較の観点から遜色のない四半期財務情報の開示制度を構築するため、より詳細な「四半期財務・業績の概況」の開示を求めることとし、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)等について、所要の整備を図るものである。

本規則改正は、4月1日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

四半期財務情報の開示の充実に伴う「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)等の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

今般、本協会では、投資者が店頭登録会社の経営成績及び財政状態に係る有用な情報を得ることを可能とするため、店頭登録会社に対し、現行の「四半期業績の概況」に関する開示に代えて、より詳細な「四半期財務・業績の概況」に関する開示を求めることとし、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正
 - ・ 店頭売買有価証券の発行会社は、第1四半期及び第3四半期における「四半期財務・業績の概況」(当該発行会社が属する企業集団の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報)を開示するものとする。(規則第5条第2項及び細則第2条第8項改正)
- (2) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)の規則等の取扱いについて(理事会決議)の一部改正
 - ・ 所要の整備を図る。(別表改正)

3. 施行の時期

この改正は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に開始する連結会計年度における開示から適用する。

以 上

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(会社情報の開示) 第 5 条 (現行どおり) 2 発行会社は、第 1 四半期及び第 3 四半期における<u>四半期財務・業績の概況</u>を開示するものとし、当該開示は当該発行会社の<u>四半期財務・業績の概況</u>が定まったときに直ちに行わなければならない。 3 } (現行どおり) 6 付 則 1 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 5 条第 2 項の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する連結会計年度(連結財務諸表を作成すべき会社でない発行会社にあつては、事業年度。以下同じ。)における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある発行会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。 3 前項ただし書の規定は、施行日以後に登録の申請が行われ新たに登録銘柄の発行会社となった発行会社(登録規則第 5 条第	(会社情報の開示) 第 5 条 (省 略) 2 発行会社は、第 1 四半期及び第 3 四半期における<u>四半期業績の概況</u>を開示するものとし、当該開示は当該発行会社の<u>四半期業績の概況</u>が定まったときに直ちに行わなければならない。 3 } (省 略) 6

新	旧
2 項の適用を受けて登録した銘柄の発行会社を除く。)については、適用しない。 4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は、なお従前の例による。	

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(会社情報の開示の取扱い) 第 2 条 (現行どおり) 2 } (現行どおり) 7 8 <u>規則第 5 条第 2 項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該発行会社の属する企業集団（当該発行会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該発行会社）の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。</u> (削 る) (削 る) 9 } (現行どおり) 11	(会社情報の開示の取扱い) 第 2 条 (省 略) 2 } (省 略) 7 8 <u>規則第 5 条第 2 項に規定する「四半期業績の概況」とは、当該四半期における発行会社の経営成績の進捗状況及び財政状態の変動状況に係る情報をいうものとし、その開示は、その開示資料に、次の各号に掲げる事項を記載することを要するものとする。</u> 1 <u>当該四半期における当該発行会社の属する企業集団（当該発行会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該発行会社。以下この項において同じ。）の売上高又はこれに相当する事項（以下この項において「売上高等」という。）及びその補足説明並びに売上高等の会計処理の方法が、最近連結会計年度（当該発行会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、最近事業年度）における認識の方法と異なる場合にはその旨及びその内容</u> 2 <u>当該四半期において当該発行会社の属する企業集団の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事実が生じた場合には、その概要</u> 9 } (省 略) 11

新	旧
付 則 1 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 2 条第 8 項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度(連結財務諸表を作成すべき会社でない発行会社にあつては、事業年度。以下同じ。)における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある発行会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。 3 前項ただし書の規定は、施行日以後に登録の申請が行われ新たに登録銘柄の発行会社となった発行会社(登録規則第 5 条第 2 項の適用を受けて登録した銘柄の発行会社を除く。)については、適用しない。 4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は、なお従前の例による。	

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて
 て(理事会決議)の一部改正について

平成 16 年 3 月 31 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
別 表 第 部 適時開示に係る提出書類(開示規則第12条第1項第1号及び第2項に規定する提出書類) 〔1〕一般的情報 ・一般的情報のうち決算に関する情報 1. (現行どおり) 2. <u>四半期財務・業績の概況</u>(開示規則第5条第2項) (現行どおり) 3. } (現行どおり) 5. } 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	別 表 第 部 適時開示に係る提出書類(開示規則第12条第1項第1号及び第2項に規定する提出書類) 〔1〕一般的情報 ・一般的情報のうち決算に関する情報 1. (現行どおり) 2. <u>四半期業績の概況</u>(開示規則第5条第2項) (現行どおり) 3. } (現行どおり) 5. }